

提出済み要望書 2016 年度⑩児童ポルノ規制の実施（教育・マスメディア）2017 年 1 月 12 日
法務大臣 総務大臣、男女共同参画局局长 警察庁 宛て

国際婦人年連絡会

世話人 實生 律子

紙谷 雅子

大倉多美子

児童ポルノ規制を実施することを要望する

国際婦人年連絡会は 1975 年以来、国連の推進する「平和・開発・平等」を実現するために活動している NGO 組織で、国内女性 36 団体によって構成されています。

第4次男女共同参画基本計画には、目指すべき社会として「男女の人権が尊重され尊厳を持って個人が生きることのできる社会」が掲げられています。それへの重大な違反の一つが女性・少女・子どもへの基本的な人権侵害である児童ポルノです。

「女性に対する暴力をめぐる状況の多様化」の中で①司法の性暴力関連環境整備の遅れによる被害の見え難さ、訴え難さ ②非行などの虞犯の行為と決めつけ、非教育的家庭環境において居場所がない当事者の現状把握に欠ける等、発生背景に対する社会の無理解、③女性・母子の貧困、④言葉巧みな勧誘のターゲットが少女に及び、性搾取を狙いとしている等、人権侵害についての社会的認識になりにくく、対策が遅れています。

国際人権組織ヒューマンライツ・ナウの調査報告書（2016 年 3 月）によれば、東京都内の店舗において、あからさまに「児童ポルノ」であることを宣伝するポルノ DVD、出演者が 18 歳未満であることを宣伝するポルノ DVD、出演者の容姿・服装・体型などから 18 歳未満であることが疑われるポルノ DVD が公然と流通し、インターネットでも配信されていることが報告されています。さらに巧みに脱法行為を呼びかけるサイトの横行のみならず、年齢判別の不確定さを根拠とする警察の取り締まりがない実態があります。18 歳未満出演コンテンツについて審査・流通・販売段階でのチェック体制及び法の不備、なども問題点として挙げられています。

子どもを児童ポルノに巻き込む非社会的な組織によるスカウトや悪辣な内容の契約書など、悪質なプロダクション・事務所の内実に十分な調査が必要です。児童買春・児童ポルノ禁止法、児童福祉法、労働法などの運用改善を切に望み、性暴力防止の的確な対策の実施について、以下を要望します。

記

以上

1. 児童ポルノに該当する 3 号ポルノの根絶を重要課題として位置づけ、すべての省庁、自治体、公共機関、一般社会、関連産業に周知徹底する
1. 児童ポルノの製造・販売・流通・配信に関する実情と人権侵害等の被害の実態を調査し、被害防止に必要な法の整備等の施策を講じる
1. 18 歳未満の児童が所属するプロダクション等の児童の保護および労働法違反の取り締まりを厳格に行う